



2018年合格目標 司法書士講座 早稲田合格答練

# 択一実戦過去問～キムラの目～

＜択一式編＞過去問対策の方法論

## 記述式 Skill Up 講座

＜記述式編＞答案構成力のレベルアップ法

TAC/Wセミナー 専任講師  
渋谷校/梅田校 木村 一典

無断複写・転載を禁じます

**TAC** 司法書士講座

目 次

---

【択一実戦過去問～キムラの目～ 参考問題】

1 平成 29 年 第 1 問	4
2 平成 29 年 第 2 問	6
3 平成 18 年 第 3 問	7
4 平成 21 年 第 1 問	8
5 平成 23 年 第 2 問	10

【記述式 Skill U p 講座 参考問題】

1 確認問題	11
2 応用問題	19

# 択一実戦過去問～キムラの目～

## <択一式編>過去問対策の方法論

平成 29 年 第 1 問

次の文章は、職業選択の自由に対する規制の合憲性判断の手法についての文章である。

( ) の中に適切な語句を挿入して文章を完成させた場合に、( ① ) から ( ③ ) までに入る語句の組合せとして最も適切なものは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

職業選択の自由に対する規制については、国民の生命・健康に対する危険を防止又は除去若しくは緩和するための( ) 目的規制と社会公共の便宜を促進し社会的・経済的弱者を保護するための( ) 目的規制に区別し、( ① ) 目的規制の場合には( ) 目的規制の場合よりも規制立法の合憲性を厳格に審査すべきであるとの考え方がある。

この考え方に対しては、例えば、( ) 目的規制と( ) 目的規制の両面の要素を有する場合があることや、公衆浴場の適正配置規制に関する判例のように従来は( ② ) 目的規制と捉えられたものが事情の変化によって( ) 目的規制と解されるようになる場合があることなど、( ) 目的規制か( ) 目的規制かの区別は相対的であるとの指摘があるほか、判例の中にも、酒類販売業の免許制について、( ) 目的規制か( ) 目的規制かを明らかにすることなく、租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという財政目的による規制であるとした上、( ③ ) ものがある。

- 1 ①積極  
②積極  
③その必要性と合理性についての立法府の判断が著しく不合理でないかの検討が必要であるとした
- 2 ①積極  
②積極  
③より緩やかな規制手段で同じ目的を達成することができるかの検討が必要であるとした
- 3 ①消極  
②積極  
③より緩やかな規制手段で同じ目的を達成することができるかの検討が必要であるとした

- 4 ①消極  
②消極  
③その必要性と合理性についての立法府の判断が著しく不合理でないかの検討が必要であるとした
- 5 ①消極  
②消極  
③より緩やかな規制手段で同じ目的を達成することができるかの検討が必要であるとした

平成 29 年 第 2 問

財政に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 国の収入支出の決算は、毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならないが、各議院がその決算を承認するかどうかを議決することはできない。

イ 内閣は、予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づかずに予備費を設けることができるが、その支出については、事後に国会の承諾を得なければならない。

ウ 予算の法的性質を法律それ自体と解する見解の根拠としては、予算が政府のみを拘束することや、予算が会計年度ごとに成立することを指摘することができる。

エ 公の支配に属しない教育の事業に対し公金を支出することは、憲法に違反する。

オ 新たに租税を課すには、納税義務者、課税物件、課税標準、税率等の課税要件のみならず、その賦課・徴収の手続についても、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

- 1 アウ            2 アエ            3 イウ            4 イオ            5 エオ

平成 18 年 第 3 問

人権は、(a) その行使を妨げる国家の行為の排除を要求できるという自由権としての性格を有する場合と、(b) 国家に対し一定の行為を要求できるという国務請求権ないし社会権としての性格を有する場合とがある。次のアからオまでの記述のうち、**(a) 又は (b) の分類として誤っているものの組合せ**は、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 「生活保護法の定める保護規準が不当に低い場合には、生存権を侵害する。」という場合、「生存権」は、(b) の性格を有するものとして用いられている。

イ 「知る権利が具体的請求権となるためには、これを具体化する情報公開法等の法律の制定が必要である。」という場合、「知る権利」は、(a) の性格を有するものとして用いられている。

ウ 「全国一斉学力テストの実施は、教師の教育の自由を侵害するものではない。」という場合、「教育の自由」は、(b) の性格を有するものとして用いられている。

エ 「わいせつ物頒布罪を定める刑法第 175 条は、性的秩序を守り、最小限度の性道徳を維持するという公共の福祉のための制限であり、表現の自由の保障に反しない。」という場合、「表現の自由」は、(a) の性格を有するものとして用いられている。

オ 「労働組合法が不当労働行為について規定し、労働委員会による救済を定めていることは、労働基本権の保障に沿うものである。」という場合、「労働基本権」は、(b) の性格を有するものとして用いられている。

- 1 アエ            2 アオ            3 イウ            4 イエ            5 ウオ

平成 21 年 第 1 問

次の対話は、外国人の人権に関する教授と学生との対話である。後記の文章群の中から適切な文章を選択して対話を学生の解答が論理的に正しい内容となるように完成させた場合、( ① ) から ( ⑤ ) までに入る文章の組合せとして最も適切なものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授： 外国人が憲法第 3 章で規定された基本的人権の保障の対象となるかどうかについては、否定説と肯定説とがありますね。これら二つの見解について、どのように考えますか。

学生： 否定説は、憲法は国民に対する国権発動の基準を示すものであり、憲法第 3 章の標題も「国民の権利及び義務」となっていることを理由としますが、私は、肯定説が妥当と考えます。なぜなら、( ① ) からです。

教授： 肯定説の根拠はそのとおりですが、肯定説を前提にして、憲法第 3 章で規定された基本的人権のうち、どのような人権が外国人に保障されるかについては、憲法の文言を重視する文言説と権利や自由の性質に応じて判断する性質説とがありますね。これら二つの見解について、どのように考えますか。

学生： 私は、性質説が妥当と考えます。この説は、( ② ) との考えに基づき、より妥当な結論を導くことができるからです。

教授： そうですね。では、文言説に対しては、どのようなことが指摘されていますか。

学生： 文言説に対しては、( ③ ) という指摘ができると思います。

教授： 文言説の問題点としてはその点を指摘することができますね。

次に、外国人に入国の自由が認められるかどうかについては議論がありますが、あなたはどのように考えますか。

学生： 私は、( ④ ) と考えます。判例も同様の立場をとっています。

教授： そうですね。

さらに、憲法上、我が国に在留する外国人に地方公共団体の参政権が保障されているかについても議論がありますが、あなたはどのように考えますか。

学生： 私は、( ⑤ ) と考えます。この点についても判例は同様の立場をとっています。

〔文章群〕

ア 憲法第 22 条第 2 項は、「何人も」と規定しているが、国籍離脱の自由の保障は、もともと日本国民のみを対象としている

イ 憲法は、前国家的な人間の権利を保障するという思想ないし自然権思想に基づいて人種の規定を設け、国際協調主義を採用している



ウ 憲法第 22 条第 1 項は、外国人が我が国に入国することについては何ら規定をしておらず、国際慣習法上も、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではない

エ 入国の自由を保障している憲法第 22 条第 1 項は、「何人も」と規定しており、外国人に対しても入国の自由は認められる

オ 憲法によって保障された人権は、その性質に照らし、できる限り外国人にも保障すべきである

カ 憲法第 93 条第 2 項は、地方公共団体の長は、その地方公共団体の「住民」が、直接これを選挙すると規定しており、永住者等、我が国に在留する一定の外国人も、憲法上、地方公共団体の参政権を保障されている

キ 憲法は、国民主権の原理を採用している以上、憲法第 93 条第 2 項が我が国に在留する外国人に対して地方公共団体の参政権を保障したものとはいえない

(参考)

憲法

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 93 条 (略)

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

- |   |    |    |    |    |    |
|---|----|----|----|----|----|
| 1 | ①イ | ②ウ | ③エ | ④オ | ⑤カ |
| 2 | ①イ | ②オ | ③ア | ④ウ | ⑤キ |
| 3 | ①エ | ②オ | ③ア | ④ウ | ⑤カ |
| 4 | ①オ | ②イ | ③ア | ④エ | ⑤キ |
| 5 | ①オ | ②イ | ③エ | ④ウ | ⑤カ |

平成 23 年 第 2 問

憲法上、内閣に法律案の提出権が認められているかについては、これを肯定する考え方と否定する考え方がある。次のアからオまでの記述のうち、「この考え方」が内閣の法律案の提出権を否定する考え方を指すものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 「この考え方」は、憲法上の明文の規定の存否を重視した上、憲法第 72 条の「議案」とは、本来内閣の権限に属する作用についての議案のことであると主張する。

イ 「この考え方」は、憲法が議院内閣制を採用しており、国会と内閣との協働関係を想定していることから導かれると主張する。

ウ 「この考え方」に対しては、国会は法律案について自由に審議し、修正し、否決することができるとの反論がある。

エ 「この考え方」は、仮に反対の立場に立ったとしても、議員たる国务大臣が議員の資格で発議することができることを考慮すると実質的な結論は変わらないと主張する。

オ 「この考え方」の中にも、内閣による憲法改正案の提出権が認められるかという問題については、日本国憲法が憲法改正について立法権とは異なる独立の章で取り扱っていることなどを考慮し、法律案の提出権の場合とは異なる結論を導く見解がある。

(参考)

憲法

第 72 条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国务及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

- 1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

# 記述式 Skill Up 講座

## ＜記述式編＞答案構成力のレベルアップ法

### 確認問題 ＜問題編＞



**問題** 平成29年4月1日、司法書士法務花子は、株式会社あいうローンの代表取締役南花子、株式会社ABCクレジットの代表取締役下田五郎及び山田三郎から、別紙1のとおり登記がされている土地（以下、「甲土地」という。）と、別紙2の根抵当権譲渡契約証書の提示を受けるとともに、登記の申請について代理することの依頼を受けた。

そこで、司法書士法務花子は、甲土地の登記記録を確認するなど必要な検討を行い、登記の申請手続に必要な書類を全て受領し、同日、管轄登記所に書面を提出する方法により、登記の申請を行った。

なお、別紙以外の事実関係については、後記〔補足事項〕に記載したとおりである。

以上に基づき、後記の問に答えなさい。

〔補足事項〕

- 1 本件の当事者間には、各別紙に記載されているもの以外には、実体上の権利義務関係は、存在しない。
- 2 本問における法人は、すべて会社法人等番号を有する法人である。
- 3 司法書士法務花子は、複数の登記の申請をする場合には、申請件数、申請人の数及び登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請している。
- 4 司法書士法務花子は、登記の申請において、別紙の情報を添付情報として利用することができる場合には、これを添付情報として利用している。
- 5 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙として提示されていない登記に必要な書類は、法律上全て適式に作成されている。
- 6 甲土地に係る不動産の価額は金3,333万円である。
- 7 東京法務局世田谷出張所は、平成18年3月13日に不動産登記法附則第6条第1項に規定する法務大臣の指定（いわゆるオンライン庁の指定）を受けている。

**問** 司法書士法務花子が、平成29年4月1日に甲土地について申請した登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、登記事項、申請人の氏名又は名称、添付情報並びに登録免許税額を答案用紙の第1欄及び第2欄に記載しなさい。

なお、登記の申請が1件の申請で足りると考えるときは、第2欄の登記の目的欄に「申請する登記はない」と記載しなさい。また、記載すべき事項がない欄には、「なし」と記載しなさい。

（答案作成に当たっての注意事項）

- 1 解答は、次の要領で行う。

(1) 申請人の氏名又は名称欄に解答を記載するに当たっては、「権利者」、「義務者」、「申請人」等の表示も、記載する。

なお、登記事項及び申請人の氏名又は名称の欄の解答に当たっては、住所又は本店並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。

(2) 添付情報の欄の解答は、次の要領で行う。

ア 解答欄にあらかじめ記載された情報について、法令上提供することを要しない場合には「不要」を、それ以外の場合には「要」を、それぞれ○で囲む。

イ 登記原因証明情報を除き、アで「要」を選んだ場合において、その情報が別紙のものであるときは、( )内に、例えば「別紙2」のように、添付情報を特定して記載する。添付情報が別紙以外の情報となるときは、( )内に、例えば「株式会社ABCクレジットの登記事項証明書」のように、具体的な添付情報の内容を記載する。登記識別情報（登記済証を提供する場合を含む）を記載するに当たっては、「東京太郎の甲区2番の登記識別情報（又は登記済証）」のように特定して記載する。

ウ 解答欄にあらかじめ記載されていない情報を添付情報として提供しなければならないときは、「その他」の次の( )内に、例えば「変更を証する情報」のように、添付情報の種類を特定して記載する。ただし、法人の代表者の資格を証する情報については、記載をすることを要しない。

「その他」の次の( )内に記載すべき添付情報がない場合には、当該欄に「なし」と記載する。

エ 「前件添付」、「添付省略」等の記載はしない。

(3) 登録免許税の欄に解答を記載するに当たっては、租税特別措置法等の特別法による税の減免の規定の適用は、ないものとする。

2 数字を記載する場合には、算用数字を使用する。

3 訂正、加入又は削除をしたときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

別紙1 甲土地の全部事項証明書

表題部 (土地の表示)		調製	【略】	不動産番号	【略】
地図番号	余白	筆界特定		余白	
所在	世田谷区成城二丁目			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
5番1	宅地	100	11	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 【略】	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成2年3月1日 第3333号	原因 平成2年1月19日相続 所有者 東京都世田谷区成城五丁目5番5号 山田三郎 順位3番の登記を移記

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成28年8月1日 第8000号	原因 平成28年8月1日設定 極度額 金4,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 東京都渋谷区渋谷二丁目2番2号 株式会社渋谷工業 根抵当権者 東京都港区新橋三丁目3番3号 株式会社あいうローン

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成29年3月30日

東京法務局世田谷出張所

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

別紙2

根抵当権譲渡契約証書  
(全部譲渡)

平成29年3月25日

東京都新宿区西新宿二丁目2番2号

根抵当権譲受人 株式会社ABCクレジット

代表取締役 下田 五郎 ⑩

東京都港区新橋三丁目3番3号

根抵当権譲渡人 株式会社あいうローン

代表取締役 南 花子 ⑩

東京都世田谷区成城五丁目5番5号

根抵当権設定者

兼債務者 山田 三郎 ⑩

東京都渋谷区渋谷二丁目2番2号

債務者 株式会社渋谷工業

代表取締役 山田 三郎 ⑩

第1条 (全部譲渡)

根抵当権譲渡人は、平成28年8月1日根抵当権設定契約により後記物件の上に設定された極度額金4,000万円の確定前の根抵当権（平成28年8月1日東京法務局世田谷出張所受付第8000号登記済）を、根抵当権譲受人に全部譲渡した。

第2条 (被担保債権の範囲及び債務者の変更)

根抵当権者と根抵当権設定者は、第1条による譲渡後の根抵当権の被担保債権の範囲及び債務者を、次のとおり変更することを約定した。



被担保債権の範囲及び債務者

変更前 被担保債権の範囲 金銭消費貸借取引  
債務者 東京都渋谷区渋谷二丁目2番2号 株式会社渋谷工業

変更後 被担保債権の範囲  
債務者株式会社渋谷工業につき 金銭消費貸借取引  
債務者山田三郎につき 保証委託取引  
債務者 東京都渋谷区渋谷二丁目2番2号 株式会社渋谷工業  
東京都世田谷区成城五丁目5番5号 山田三郎

第3条（債務者・設定者の承諾）

根抵当権設定者・債務者は、第1条の根抵当権の譲渡を異議なく承諾した。

物件の表示

所 在 東京都世田谷区成城二丁目  
地 番 5番1  
地 目 宅地  
地 積 100.11㎡

以上



# 記述式 Skill Up 講座

## <記述式編>答案構成力のレベルアップ法

# Skill Up 応用問題 <問題編>



**問題** 平成29年7月3日、司法書士法務一郎は、別紙1（甲土地）及び別紙2（乙土地）の登記事項の記録がされている各土地について、関係する当事者の全員から、別紙3から別紙8までの書類の提示を受けつつ、これに関連する事実関係を聴取した上で、登記の申請手続に必要な全ての書類を受領するとともに、上記に基づき申請することができる登記の申請手続について代理することの依頼を受けた。

司法書士法務一郎は、必要な調査を行い、同日、管轄する登記所に対して、書面を提出する方法により登記の申請を行った。

なお、その他の事実関係については、後記〔事実に関する補足事項〕に記載したとおりである。

以上に基づき、後記の間に答えなさい。

〔事実に関する補足事項〕

- 1 法律行為は全て適法に成立しており、登記に必要な書類は全て調えられている。
- 2 本件の当事者間には、各別紙に記載されているもの以外には、登記をすべき実体上の権利義務関係は、存在しない。
- 3 登記原因について第三者の許可等が必要であるものについては、契約までにその許可等は得られているものとする。
- 4 本問における法人は、すべて会社法人等番号を有する法人である。
- 5 司法書士法務一郎は、権利義務の変動に関して申請することのできる全ての登記を申請したものとする。
- 6 甲土地に係る不動産の課税標準の額は金2,125万円であり、乙土地に係る不動産の課税標準の額は金1,958万円である。

**問** 司法書士法務一郎が、甲土地及び乙土地について申請した各登記の申請情報の内容のうち、登記の目的、登記原因及びその日付、登記事項、申請人の氏名又は名称、添付情報、課税価額並びに登録免許税額について、司法書士法務一郎が申請した登記の順に従って、答案用紙の第1欄(1)から(6)までの各欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 司法書士法務一郎は、複数の登記の申請をする場合には、申請件数や申請人の数、登録免許税の額が最も少なくなるように登記を申請するものとする。

2 司法書士法務一郎は、後記【添付情報一覧】に掲げる情報を添付情報として利用することができる場合は、これを添付情報として利用するものとする。

3 答案用紙の登記事項及び申請人の氏名又は名称の欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

(1) 「権利者」、「申請人」、「(被承継会社)」等の表示も記載するほか、持分の表示が必要な場合は、持分の表示も、記載する。

(2) 住所、本店又は代表機関の資格及び氏名並びに会社法人等番号は、記載することを要しない。

4 答案用紙の添付情報の欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

(1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからナまで）を記載する。

(2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号（アからナまで）を記載する。

(3) 後記【添付情報一覧】のアからナまでに掲げられた情報以外の情報（登記申請に関する委任状等）は、記載することを要しない。

5 答案用紙の各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。

6 申請すべき登記がない場合には、答案用紙の登記の目的欄に「登記不要」と記載すること。

7 添付情報のうち、登記申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内のものであるものとする。

8 別紙は、いずれも、実際の様式と異なる。また、別紙には、記載内容の一部が省略されているものがあり、別紙を含め、登記の申請に必要な添付情報は、いずれも、法律上適式に作成されているものとする。

9 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。

10 登録免許税額の算出について、租税特別措置法等の特別法による税の減免の規定の適用はないものとする。

11 訂正、加入又は削除をしたときは、押印や字数を記載することは要しない。ただし、訂正は訂正すべき字句に横線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。

【添付情報一覧】

- ア 分割契約書（別紙 3）
- イ 合併契約書（別紙 4）
- ウ 根抵当権及び債権譲渡契約証書（別紙 5）
- エ 登記原因証明情報（アからウまでを除く）
- オ 甲土地の所有権に関する登記識別情報又は登記済証
- カ 甲土地の乙区 1 番の登記識別情報
- キ 甲土地の乙区 2 番の登記識別情報
- ク 甲土地の根抵当権に関する登記識別情報（カ及びキを除く）
- ケ 乙土地の所有権に関する登記識別情報又は登記済証
- コ 乙土地の乙区 1 番の登記識別情報
- サ 乙土地の乙区 2 番の登記識別情報
- シ 乙土地の抵当権又は根抵当権に関する登記識別情報（コ及びサを除く）
- ス 株式会社Aの代表者の印鑑証明書
- セ 株式会社Cの代表者の印鑑証明書
- ソ 株式会社Aの承諾書（代表者の印鑑証明書及び資格を証する情報を含む）
- タ 株式会社Cの承諾書（代表者の印鑑証明書及び資格を証する情報を含む）
- チ 株式会社Aの会社法人等番号
- ツ 株式会社Xの会社法人等番号
- テ 株式会社Yの会社法人等番号
- ト 株式会社Cの会社法人等番号
- ナ 株式会社Sの会社法人等番号

別紙1 甲土地の全部事項証明書

表題部（土地の表示）		調製	【略】	不動産番号	【略】
地図番号	余白		筆界特定	余白	
所在	練馬区春日三丁目			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
3番34	宅地	340 65		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 【略】	

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成2年3月1日 第3300号	原因 平成2年3月1日売買 所有者 東京都新宿区新宿五丁目5番5号 株式会社A
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 【略】

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成24年1月23日 第153号	原因 平成24年1月23日設定 極度額 金1,000万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 東京都新宿区新宿五丁目5番5号 株式会社A 根抵当権者 東京都千代田区神田一丁目2番3号 株式会社X



2	根抵当権設定	平成25年5月13日 第5862号	原因 平成25年5月13日設定 極度額 金1,500万円 債権の範囲 売買取引 債務者 東京都新宿区新宿五丁目5番5号 株式会社A 根抵当権者 東京都新宿区新宿三丁目11番12号 株式会社Y
---	--------	----------------------	---

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成29年7月1日

東京法務局練馬出張所

登記官

○ ○ ○ ○



※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

別紙2 乙土地の全部事項証明書

表題部（土地の表示）		調製	【略】	不動産番号	【略】
地図番号	余白		筆界特定	余白	
所在	練馬区春日三丁目			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
3番55	宅地	140 22		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 【略】	

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成5年6月1日 第6600号	原因 平成5年6月1日売買 所有者 東京都新宿区落合二丁目1番1号 株式会社C
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 【略】

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成24年8月4日 第8962号	原因 平成24年8月4日売買代金の残代金の同日設定 債権額 金550万円 債務者 東京都新宿区落合二丁目1番1号 株式会社C 抵当権者 東京都新宿区新宿三丁目11番12号 株式会社Y

2	根抵当権設定	平成26年3月22日 第3102号	原因 平成26年3月22日設定 極度額 金2,000万円 債権の範囲 貸借取引 確定期日 平成29年3月31日 債務者 東京都新宿区百人町四丁目4番4号 株式会社B 根抵当権者 東京都新宿区新宿三丁目11番12号 株式会社Y
---	--------	----------------------	---

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成29年7月1日

東京法務局練馬出張所

登記官

○ ○ ○ ○



※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

別紙3 分割契約書

分割契約書

株式会社S（以下、「甲」という。）及び株式会社Y（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約を締結した。

第1条（承継させる事業）

乙は、木材製品の製造、販売事業に関して有する権利義務の一切を甲に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行う。

（中略）

第6条（承継する権利義務）

甲は、本件分割により、下記の権利義務の全部を乙から承継する。

1 固定資産

(1) 【略】

2 債権

- (1) 株式会社Cに対する平成24年8月4日付け商品売買契約に基づく残代金550万円
- (2) 株式会社Aに対する平成27年8月19日付け商品売買契約に基づく残代金285万円

3 債務

(1) 【略】

第7条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成29年6月1日とする。ただし、その前日までに本件分割に必要な手続が終了しないときは、甲及び乙の協議の上、この日を変更することができる。

平成29年3月10日

東京都新宿区西新宿一丁目2番5号

(甲) 株式会社S

代表取締役 S (印)

東京都新宿区新宿三丁目11番12号

(乙) 株式会社Y

代表取締役 Y (印)

別紙4 合併契約書

合併契約書

株式会社Y（以下、「甲」と呼ぶ。）と株式会社B（以下、「乙」と呼ぶ。）は、両社の合併に関し、次のとおりの契約を締結する。

第1条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本件合併」と呼ぶ。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

第2条 本件合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号、本店は、以下のとおりである。

（吸収合併存続会社）

商号 株式会社Y

本店 東京都新宿区新宿三丁目11番12号

（吸収合併消滅会社）

商号 株式会社B

本店 東京都新宿区百人町四丁目4番4号

第3条 本件合併の効力発生日は、平成29年7月1日とする。ただし、その前日までに本件合併に必要な手続が終了しないときは、甲及び乙の協議の上、この日を変更することができる。

平成29年4月1日

東京都新宿区新宿三丁目11番12号

吸収合併存続会社（甲）株式会社Y

代表取締役 Y ⑩

東京都新宿区百人町四丁目4番4号

吸収合併消滅会社（乙）株式会社B

代表取締役 B ⑩

別紙5 根抵当権及び債権譲渡契約証書

根抵当権及び債権譲渡契約証書

株式会社X（以下、「甲」という。）は、株式会社S（以下、「乙」という。）に対し、甲の有する以下の根抵当権及び債権を乙に譲渡する契約を締結する。

第1条（根抵当権の譲渡）

甲は、下記物件（以下、「本件物件」と呼ぶ。）の上に平成24年1月23日付け根抵当権設定契約により設定された根抵当権（同日東京法務局練馬出張所受付第153号登記済）の全部を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

物件の表示 所在 東京都練馬区春日三丁目  
地番 3番34  
地目 宅地  
地積 340.65平方メートル

第2条（債権の譲渡）

甲は、株式会社A（本店；東京都新宿区新宿五丁目5番5号）に対する下記債権を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

債権の表示 平成28年3月22日付け金銭消費貸借契約による貸付金  
金2,500,000円

平成29年5月19日

東京都千代田区神田一丁目2番3号

譲渡人（甲） 株式会社X  
代表取締役 X (印)

東京都新宿区西新宿一丁目2番5号

譲受人（乙） 株式会社S  
代表取締役 S (印)

別紙6 株式会社Sの履歴事項一部証明書

会社法人等番号	(省略)	
商号	株式会社S	
本店	東京都新宿区西新宿一丁目2番5号	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う	
会社成立の年月日	平成20年4月1日	
役員に関する事項	東京都新宿区落合二丁目1番1号 代表取締役 S	平成29年3月25日重任 平成29年3月26日登記
会社分割	平成29年6月1日東京都新宿区新宿三丁目11番12号株式会社Yから分割 平成29年6月1日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

平成29年7月1日

東京法務局新宿出張所

登記官

○ ○ ○ ○



※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

別紙7 株式会社Xの履歴事項一部証明書

会社法人等番号	(省略)	
商号	株式会社X	
本店	東京都千代田区神田一丁目2番3号	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う	
会社成立の年月日	平成10年6月1日	
役員に関する事項	東京都千代田区神田二丁目1番1号 代表取締役 X	平成29年3月20日重任 平成29年3月21日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

平成29年6月30日

東京法務局

登記官

○ ○ ○ ○ 印

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



別紙8 株式会社Yの履歴事項一部証明書

会社法人等番号	(省略)	
商号	株式会社Y	
本店	東京都新宿区新宿三丁目11番12号	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う	
会社成立の年月日	平成12年4月1日	
役員に関する事項	東京都渋谷区渋谷五丁目1番1号 代表取締役 Y	平成29年3月25日重任 平成29年3月26日登記
会社分割	平成29年6月1日東京都新宿区西新宿一丁目2番5号株式会社Sに分割 平成29年6月1日登記	
吸収合併	平成29年7月1日東京都新宿区百人町四丁目4番4号株式会社Bを合併 平成29年7月1日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

平成29年7月1日

東京法務局新宿出張所

登記官 ○ ○ ○ ○ 印

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。